

議第189号

公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限の変更の認可について

公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限の変更について、次のように認可する。

令和6年11月27日提出

京都市長 松井孝治

公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限中、

証 明 手 数 料	1件につき 350	を
-----------	--------------	---

証 明 手 数 料	1件につき 350	に	
施設利用料	堀 場 信 吉 記 念 ホ ー ル		1日につき 360,000
	笠 原 記 念 ア ン サ ン ブ ル ホ ー ル		1日につき 120,000
	多 目 的 ギ ャ ラ リ ー		1日につき 120,000
	講 義 室		1時間につき 8,000
	そ の 他 の 施 設		1時間につき 8,000
そ の 他	上記に定めるもののほか、公立大学法人京都市立芸術大学が料金を徴収する必要がある場合	実費相当額	

改める。

提案理由

公立大学法人京都市立芸術大学が徴収する料金の上限の変更を認可する必要があるため、提案する。